

第9章 参 考 資 料

第9章 参考資料

9-1 都市計画法施行条例（平成12年宮城県条例第91号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開発許可の申請書の添付図書）

第2条 法第30条第1項の申請書には、同条第2項に規定する図書のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 法第33条（同条第1項第14号を除く。）に規定する基準に適合していることを示す図書
 - 二 市街化調整区域内において開発行為をしようとする場合にあっては、法第34条各号（第13号を除く。）のいずれかに該当することを示す図書
 - 三 開発区域及び開発行為に関する工事をしようとする区域の面積を算出した図面
 - 四 開発許可を受けようとする者及び工事施行者の住民票の写し（法人である場合にあっては、登記事項証明書）
 - 五 開発区域及び開発行為に関する工事をしようとする区域に含まれる土地の登記事項証明書及び不動産登記法（明治32年法律第24号）第14条第1項の地図又はこれに準ずる図面（以下「公図」という。）の写し
- 2 法第30条第2項に規定する公共施設の管理者の同意を得たことを証する書面及び公共施設を管理することとなる者等との協議の経過を示す書面、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第16条第2項の設計説明書、省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類並びに同項第4号に規定する設計者の資格を有する者であることを証する書類については、規則で定めるところにより作成しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳（昭和42年法律第82号）第30条の8第1項の規定により第1項第4号に規定する開発許可を受けようとする者及び工事施行者に係る本人確認情報を利用するときは、住民票の写しを添付することを要しない。

（既存の権利者の届出）

第3条 法第34条第13号の規定による届出は、規則で定める様式に従い、省令第28条各号に規定する事項及び次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行わなければならない。

- 一 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された年月日
- 二 建築を予定している建築物又は建設を予定している第一種特定工作物の規模及び用途

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類
- 二 建築又は建設を予定している土地の位置及び区域を表示した図面で規則で定めるもの
- 三 建築又は建設を予定している土地の登記事項証明書及び公図の写し

（変更の許可の申請）

第4条 法第35条の2第2項の申請書の様式は、規則で定める。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、規則で定めるところにより、開発区域の位置及び区域を表示した図面を添付しなければならない。

（変更の届出）

第5条 法第35条の2第3項の規定による届出は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行わなければならない。

- 一 変更した事項
- 二 変更の理由
- 三 開発許可を受けた年月日及び許可の番号

2 前項の届出書には、変更の内容を示す図書を添付しなければならない。

(工事の着手の届出)

第6条 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 開発許可を受けた年月日及び許可の番号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 三 工事に着手した年月日
- 四 工事の完了予定の年月日
- 五 工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 現場管理者の氏名及び住所

2 前項の規定による届出には、主要な工事の工程表を添付しなければならない。

(許可標識の掲示)

第7条 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事に着手した日から法第36条第3項の規定による完了の公告がある日までの間、工事現場の見やすい場所に、規則で定める様式による許可標識を掲示しなければならない。

2 前項の許可標識は、法第35条の2第1項の許可を受けたとき、同条第3項の規定により届出をしたとき、法第45条の承認を受けたとき、又は第15条の届出書を提出したときには、速やかに、必要な修正を加えなければならない。

(工事完了公告前の建築等の承認の申請)

第8条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 開発許可を受けた者の氏名又は名称その他の開発許可の概要
- 三 開発行為に関する工事の進捗の状況
- 四 建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする土地の所在及び面積
- 五 建築しようとする建築物又は建設しようとする特定工作物の規模、構造及び用途
- 六 建築又は建設に係る工事の期間
- 七 建築又は建設を開発行為に関する工事と同時に行わなければならない理由

2 前項の承認申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 前項第四号の土地の位置及び区域を表示した図面
- 二 前項第五号の建築物又は同号の特定工作物の敷地に対する配置の状況を表示した図面並びに規模、構造及び用途を表示した図面

(開発行為の廃止等の届出)

第9条 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、工事を廃止した時における開発区域及び開発行為に関する工事の区域の状況が確認できる写真を添付しなければならない。

2 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を中止し、又は再開したときは、速やかに、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 開発許可を受けた年月日及び許可の番号
- 二 開発行為に関する工事の中止又は再開に係る地域の名称及び面積
- 三 開発行為に関する工事を中止し、又は再開した年月日
- 四 開発行為に関する工事を中止し、又は再開した理由
- 五 開発行為に関する工事を中止し、又は再開した時における工事の進捗の状況

六 開発行為に関する工事を中止した場合にあっては、開発行為に関する工事を再開する予定の年月日

3 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。一 前

項第五号の工事の進捗の状況を示した図面

二 開発行為に関する工事を中止し、又は再開した時における開発区域及び開発行為に関する工事の区域の状況が確認できる写真

(費用の負担の協議に関する書類)

第10条 法第40条第3項の規定により県に対し費用の負担の協議を求めようとする者は、規則で定める様式に従い、省令第33条各号に掲げる事項及び公共施設の種別を記載した協議書を知事に提出しなければならない。

(用途地域の定められていない土地の区域内における建築の許可の申請)

第11条 法第41条第2項ただし書の許可を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 建築物を建築しようとする土地の所在及び面積

三 開発許可の際に定められた法第41条第1項の規定による制限の内容その他の開発許可の概要

四 建築しようとする建築物の建ぺい率、高さ、壁面の位置その他当該建築物の敷地、構造及び設備に関する事項

五 法第41条第1項の規定による制限を超えて建築しなければならない理由

2 前項の許可申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 前項第2号の土地の位置、区域及び現況を表示した図面、面積を算出した図面、登記事項証明書並びに公図の写し

二 前項第4号の建築物の敷地に対する配置の状況を表示した図面並びに規模、構造及び用途を表示した図面

(予定建築物等以外の建築物等に関する許可の申請)

第12条 法第42条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 予定建築物等の用途その他の開発許可の概要

三 法第42条第1項に規定する新築等をしようとする土地の所在及び面積

四 新築し、若しくは新設しようとする予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の用途、改築しようとする建築物の改築後の用途又は用途を変更しようとする建築物の変更後の用途

五 法第42条第1項に規定する新築等をしようとする理由

2 前項の許可申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 前項第3号の土地の位置、区域及び現況を表示した図面、面積を算出した図面、登記事項証明書並びに公図の写し

二 前項第4号に規定する建築物等の敷地に対する配置の状況を表示した図面並びに規模、構造及び用途を表示した図面

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の申請)

第13条 法第43条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第43条第1項の新築等をしようとする土地の所在、地目及び面積

三 建築しようとする建築物の用途、新設しようとする第一種特定工作物の用途又は用途の変更後の建築物の用途

四 建築物の改築又は用途の変更をしようとする場合にあっては、既存の建築物の用途

五 政令第36条第1項第3号に掲げる基準に対する適合の状況

2 前項の許可申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 政令第36条に規定する基準に適合することを示す図書

二 前項第2号の土地の位置、区域及び現況を表示した図面、面積を算出した図面、登記事項証明書並びに公図の写し

三 前項第3号に規定する建築物等の敷地に対する配置の状況を表示した図面並びに規模、構造及び用途を表示した図面

第14条 削除

(許可に基づく地位の承継の届出)

第15条 法第44条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、速やかに、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可を受けた者の氏名又は名称その他の許可の概要

三 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 地位を承継した年月日及びその理由

2 前項の届出書には、許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継の承認の申請)

第16条 法第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継しようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 開発許可を受けた者の氏名又は名称その他の開発許可の概要

三 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した年月日及び権原の内容

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 権原を取得したことを証する書類

二 承継に係る開発行為が法第33条第1項第2号に掲げる基準に該当する場合にあっては、地位を承継しようとする者が開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類で規則で定めるもの

三 省令第16条第5項の資金計画書

四 地位を承継しようとする者の住民票の写し(法人である場合にあっては、登記事項証明書)

3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により前項第4項に規定する地位を承継しようとする者に係る本人確認情報を利用するときは、住民票の写しを添付することを要しない。

(開発登録簿の写しの交付の申請)

第17条 法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した交付申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 開発許可を受けた者の氏名又は名称並びに許可の年月日及び許可の番号三 交付を請求する部数

第18条 削除

(都市計画事業の事業地内における建築等の許可の申請)

第19条 法第65条第1項の許可(市町村が施行する都市計画事業の事業地内に係るものを除く。)を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第65条第1項に規定する建築等をしようとする土地の所在、地目及び面積三 法

第65条第1項に規定する建築等の概要及び工事の期間

2 前項の許可申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる図面を添付しなければならない。一

前項第2号の土地の位置及び工事前後の状況を表示した図面

二 建築物の建築その他工作物の建設を行う場合にあっては、敷地に対する建築物等の配置の状況を表示した図面並びに建築物等の規模、構造及び用途を表示した図面

(申請書の提出部数)

第20条 法第3章第1節（法第47条を除く。）及び省令第60条の規定により知事に提出する許可、承認又は交付に係る申請書の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

(手数料)

第21条 知事は、別表の納入義務者の欄に掲げる者から、同表の手数料の額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同表の手数料の額の欄に定める額の手数料を徴収するものとする。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この限りでない。

2 前項の手数料は、許可、承認又は交付の申請時に、県の発行する収入証紙により納付しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事に対してなされている法第3章第1節（法附則第5項で準用する場合を含む。）、法第65条第1項又は法附則第4項の規定による許可、承認又は確認に係る申請は、この条例の規定によりなされた法第3章第1節（法附則第5項で準用する場合を含む。）、法第65条第1項又は法附則第4項の規定による許可、承認又は確認に係る申請とみなす。

附 則

この条例は、平成13年7月10日から施行する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の商業登記法第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第21条関係） （略）

9-2 都市計画法施行細則（平成12年宮城県規則第148号）

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行条例（平成12年宮城県条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（法に基づく公告及び告示の方法）

第2条 法第5条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）、第17条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第3項又は第55条第4項の規定による公告及び法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）又は第62条第1項（法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示については、宮城県公報により行うものとする。

（土地の試掘等の許可の申請）

第3条 法第26条第1項の規定による土地の試掘等の許可を受けようとする者は、当該土地の試掘等を行おうとする日の30日前までに、様式第1号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 試掘等を行おうとする土地の位置を表示した地形図で縮尺5,000分の1以上のもの
- 二 道路、水路その他地形の概略及び試掘等をしようとする土地の境界を明示した現況図で縮尺500分の1以上のもの

（開発許可の申請書の添付図書）

第4条 条例第2条第1項第1号の図書は、法第33条第1項第12号及び第13号の基準に適合していることを示す場合にあっては、次に掲げるものとする。

- 一 開発許可を受けようとする者の所得税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（開発許可を受けようとする者が法人である場合にあっては、法人税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）
- 二 開発許可を受けようとする者及び工事施行者の様式第2号による事業経歴書並びに工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可又は同条第3項の規定による更新を受けていることを証する書類

2 条例第2条第1項第3号の図面は、縮尺500分の1以上のものとする。

3 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

法第30条第2項に規定する公共施設の管理者の同意を得たことを証する書面	様式第3号によるものとする。
法第30条第2項に規定する公共施設を管理することとなる者等との協議の経過を示す書面	様式第4号によるものとする。
都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第16条第2項の設計説明書	様式第5号によるものとする。
省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類	様式第6号による書類及び同意者の本人確認資料（印鑑登録証明書等）とする。
省令第17条第1項第4号に規定する設計者の資格を有する者であることを証する書類	様式第7号による書類及び省令第19条の基準に適合することを証する書類とする。

（排水施設の設置基準）

第5条 省令第22条の規定により排水施設の管渠の勾配及び断面積を定める場合は、降雨強度値及び流出係数については、次に掲げる数値を基準とする。

- 一 降雨強度値 1時間につき6.6ミリメートル以上
 - 二 流出係数 0.6以上
- (既存の権利者の届出書)

第6条 条例第3条第1項の届出書は、様式第8号によるものとする。

第7条 削除

(変更の許可の申請)

第8条 法第35条の2第2項の申請書は、様式第9号によるものとする。

- 2 条例第4条第2項の図面は、開発区域の位置を表示した縮尺50,000分の1以上の地形図及び開発区域の区域を明示した縮尺2,500分の1以上の図面とする。

(変更の届出書)

第9条 条例第5条第1項の届出書は、様式第10号によるものとする。

(工事の着手の届出書)

第10条 条例第6条第1項の届出書は、様式第11号によるものとする。

(許可標識)

第11条 条例第7条第1項の許可標識は、様式第12号によるものとする。

(工事完了公告前の建築等の承認の申請)

第12条 条例第8条第1項の承認申請書は、様式第13号によるものとする。

- 2 条例第8条第2項の規定により承認申請書に添付する図面は、次の表の左欄に掲げる図面の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

土地の位置及び区域を表示した図面	位置を表示した縮尺50,000分の1以上の地形図及び区域を表示した縮尺2,500分の1以上の図面とする。
建築物又は特定工作物の敷地に対する配置の状況を表示した図面	縮尺300分の1以上のものとする。
建築物又は特定工作物の規模、構造及び用途を表示した図面	縮尺100分の1以上の平面図及び二面以上の立面図とする。

(開発行為の中止及び再開の届出書)

第13条 条例第9条第2項の届出書は、様式第14号によるものとする。

(工事完了届出書)

第14条 省令第29条の工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書には、届出に係る工事に着手した時及び当該工事が完了した時における開発区域及び開発行為に関する工事の区域の状況が確認できる写真並びに当該工事の施工状況が確認できる写真を添付しなければならない。

(費用の負担の協議に関する書類)

第15条 条例第10条の協議書は、様式第15号によるものとする。

(用途地域の定められていない土地の区域内における建築の許可の申請)

第16条 条例第11条第1項の許可申請書は、様式第16号によるものとする。

- 2 条例第11条第2項の規定により許可申請書に添付する図面は、次の表の左欄に掲げる図面の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

土地の位置及び区域を表示した図面	位置を表示した縮尺50,000分の1以上の地形図及び区域を表示した縮尺2,500分の1以上の図面とする。
土地の現況を表示した図面	縮尺300分の1以上のものとする。
土地の面積を算出した図面	縮尺500分の1以上のものとする。
建築物の敷地に対する配置の状況を表示した図面	縮尺300分の1以上のものとする。

建築物の規模、構造及び用途を表示した図面	縮尺１００分の１以上の平面図及び二面以上の立面図とする。
----------------------	------------------------------

(予定建築物等以外の建築物等に関する許可の申請)

第１７条 条例第１２条第１項の許可申請書は、様式第１７号によるものとする。

２ 条例第１２条第２項の規定により許可申請書に添付する図面は、次の表の左欄に掲げる図面の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

土地の位置及び区域を表示した図面	位置を表示した縮尺５０，０００分の１以上の地形図及び区域を表示した縮尺２，５００分の１以上の図面とする。
土地の現況を表示した図面	縮尺３００分の１以上のものとする。
土地の面積を算出した図面	縮尺５００分の１以上のものとする。
建築物又は特定工作物の敷地に対する配置の状況を表示した図面	縮尺３００分の１以上のものとする。
建築物又は特定工作物の規模、構造及び用途を表示した図面	縮尺１００分の１以上の平面図及び二面以上の立面図とする。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の申請)

第１８条 条例第１３条第１項の許可申請書は、様式第１８号によるものとする。

２ 条例第１３条第２項の規定により許可申請書に添付する図面は、次の表の左欄に掲げる図面の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

土地の位置及び区域を表示した図面	位置を表示した縮尺５０，０００分の１以上の地形図及び省令第３４条第２項の付近見取図で縮尺２，５００分の１以上のものとする。
土地の現況を表示した図面	省令第３４条第２項の敷地現況図で縮尺３００分の１以上のものとする。
土地の面積を算出した図面	縮尺５００分の１以上のものとする。
建築物又は第一種特定工作物の敷地に対する配置の状況を表示した図面	縮尺３００分の１以上のものとする。
建築物又は第一種特定工作物の規模、構造及び用途を表示した図面	縮尺１００分の１以上の平面図及び二面以上の立面図とする。

第１９条 削除

(許可に基づく地位の承継の届出書)

第２０条 条例第１５条第１項の届出書は、様式第２０号によるものとする。

(開発許可に基づく地位の承継の承認の申請)

第２１条 条例第１６条第１項の承認申請書は、様式第２１号によるものとする。

２ 条例第１６条第２項第２号の書類は、第４条第１項各号に掲げる書類とする。

(開発登録簿)

第２２条 法第４６条の開発登録簿は、様式第２２号によるものとする。

(開発登録簿の閲覧等)

第２３条 省令第３８条第１項の開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、宮城県土木部建築宅地課内及び各土木事務所内に設置する。

２ 法第４７条第５項の規定により開発登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備付けの様式第２３号による閲覧申込書に氏名及び住所を記載しなければならない。

3 条例第17条の交付申請書は、様式第24号によるものとする。

(閲覧所の利用時間)

第24条 閲覧所の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日においては、閲覧所は閉鎖する。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、開発登録簿の整理その他の理由により必要と認める場合は、臨時に閲覧所を閉鎖し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、知事は、その旨をあらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(開発登録簿の閲覧の停止又は禁止)

第25条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、開発登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができるものとする。

- 一 開発登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者
- 二 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- 三 開発登録簿の閲覧に関し職員の指示に従わない者

第26条 削除

(都市計画事業の事業地内における建築等の許可の申請)

第27条 条例第19条第1項の許可申請書は、様式第25号によるものとする。

2 条例第19条第2項の規定により許可申請書に添付する図面は、次の表の左欄に掲げる図面の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものでなければならない。

土地の位置を表示した図面	法第65条第1項に規定する行為をしようとする土地（以下この項において「行為地」という。）並びに都市計画事業の位置及び区域を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図とする。
工事前後の状況を表示した図面	行為地に係る設計の詳細を明示し、かつ、都市計画事業の区域及び名称を表示した縮尺200分の1以上の断面図とする。
建築物等の敷地に対する配置の状況を表示した図面	行為地内における建築物、工作物又は物件の位置並びに都市計画事業の区域及び名称を表示した縮尺500分の1以上の図面とする。
建築物等の規模、構造及び用途を表示した図面	建築基準法（昭和25年法律第201号）による確認申請の際添付する図面に準じたものをを用い、都市計画事業の区域及び名称を表示した縮尺200分の1以上の平面図とする。

(監督処分の標識)

第28条 法第81条第3項の標識は、様式第26号によるものとする。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書)

第29条 知事は、省令第60条の規定による証明書（法第53条第1項の規定に適合していることを証するものを除く。以下この条において同じ。）の交付の申請があったときは、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合しているときは、当該証明書の交付を申請した者に対し様式第27号による証明書を交付するものとする。

2 前項の証明書の交付を受けようとする者は、様式第27号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の交付申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 開発行為又は建築等をしようとする土地（以下「申請地」という。）の位置を表示した縮尺50,000分の1以上の地形図
- 二 申請地の区域を明示した縮尺2,500分の1以上の図面
- 三 申請地の現況を表示した縮尺300分の1以上の図面

四 申請地の縮尺５００分の１以上の求積図

五 建築物若しくは特定工作物の敷地に対する配置の状況を表示した縮尺３００分の１以上の図面

六 建築物若しくは特定工作物の縮尺１００分の１以上の平面図及び２面以上の立面図

七 様式第２８号による計画概要書

〃 開発行為又は建築等に関する計画が法第２９条第１項若しくは第２項、第３５条の２第１項、第４１条第２項、第４２条又は第４３条第１項の規定に適合していることを示す図書
(適用除外)

第３０条 第２３条（第３項を除く。）から第２５条までの規定は、石巻市長及び大崎市長がした法第２９条第１項又は第２項の規定による許可（平成１３年５月１８日以前に知事がした都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成１２年法律第７３号）の規定による改正前の都市計画法第２９条の許可のうち開発区域が石巻市の区域内であるもの及び平成１７年４月１日以前に知事がした同条第１項又は第２項の許可のうち開発区域が石巻市の区域（同年３月３１日における旧石巻市の区域を除く。）内であるもの及び平成２０年４月１日以前に知事がした同条第一項及び第二項の規定による許可のうち開発区域が大崎市の区域内であるものを含む。）に係る開発登録簿については、適用しない。

(納付の特例)

第３１条 条例第２１条第２項ただし書きの別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
- 三 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附 則

- 1 この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

(都市計画法施行細則の廃止)

- 2 都市計画法施行細則（昭和５７年宮城県規則第２６号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に知事に対してなされている法第２６条第１項、省令第６０条又は省令附則第３項の規定による許可又は確認に係る申請は、この規則の規定によりなされた法第２６条第１項、省令第６０条又は省令附則第３項の規定による許可又は確認に係る申請とみなす。

附 則

この規則は、平成１３年７月１０日から施行する。

附 則

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附 則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和７年５月２３日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の都市計画法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の都市計画法施行細則の規定によるものとみなす。

9-3 開発審査会

9-3-1 開発審査会条例（昭和45年宮城県条例第19号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第1条の2 開発審査会は、委員7人をもつて組織する。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 開発審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、開発審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 開発審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 開発審査会は、会長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 開発審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、開発審査会の運営に関し必要な事項は、会長が開発審査会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

9-3-2 開発審査会運営規則

（趣旨）

第1条 この規則は、開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、開発審査会条例（昭和45年宮城県条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（招集の方法）

第2条 会長は、審査会を招集するときは、会議の3日前までに会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知しなければならない。

(欠席届)

第3条 委員は、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

(議案等の配布)

第4条 議長は、会議に付する議案及びその順序を記載した議事日程を定め、出席委員に配布するものとする。

(議案の審議方法)

第5条 議案が、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号及び第43条の規定に基づく都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ホに係るものである場合は、最初に知事から議案について説明を受け、次に委員が当該議案について討議し、最後に表決に付するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議の公開に関し必要な事項は、開発審査会の会議の公開に関する要綱に定める。

(付議様式)

第7条 法第34条第14号に基づく開発許可申請の付議は、様式第1号によるものとする。

2 法第43条に基づく建築許可申請が、政令第36条第1項第3号ホに係る場合の付議は、様式第2号によるものとする。

3 前2項により付議するときは、許可申請1件につき様式第3号又は第4号による提案書を1部提出するものとする。

(審査請求人等への通知)

第8条 法第50条第3項の規定に基づき公開による口頭審理を行うときは、会長は、審理の2日前までに、出頭を求める理由を示し、審査請求人その他の関係人に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(議事録)

第10条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長が委員のなかから指名した議事録署名委員2人が署名押印するものとする。

- 一 出席委員名
- 二 議事日程
- 三 議事のてんまつ

第11条 この規則に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和45年11月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年2月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

9-3-3 開発審査会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年7月1日施行）の規定及び開発審査会運営規則の規定に基づき、開発審査会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホに係る議案（情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第2号又は第3号の規定に該当するものを除く。）の会議は、公開とする。

2 都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に係る会議は、同条第3項の規定による口頭審理の部分を除き、非公開とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴をしようとする者には、会長の許可を得た上で、入室を認めるものとする。

2 会議の傍聴定員は10名とする。また、必要な場合には別に記者席を設けることができる。

3 傍聴席には、椅子と机を用意しなければならない。ただし、会場の状況等によりやむを得ない場合は、椅子のみとすることができる。

4 傍聴者に対しては、会議に附する議案を記した提案書を配布しなければならない。

5 その他必要な事項については傍聴要領に定める。

(秩序維持義務)

第4条 会長は、会議が公正にかつ円滑に行われるよう、会議中における会議の秩序の維持に努めることとし、違反する者がある場合は退出を命じることができる。また、傍聴要領を定めて会議の秩序維持に努めなければならない。

(会議名称の明示)

第5条 事務局は、会場の入口付近に会議の名称を明示しておかなければならない。

(傍聴要領の掲示義務)

第6条 事務局は、会場の見やすい場所に、傍聴要領を掲示しておかなければならない。

(会議の周知)

第7条 事務局は、会議の開催日の1週間前までに、会議の開催について、県民等が会議の開催を事前に関知することができるようにしなければならない。また、必要と認める場合は、報道機関等に対しても情報を提供し、広く周知をはかるよう努めなければならない。

(報道機関への取材配慮)

第8条 報道機関の担っている社会的役割の重要性に鑑み、会議に関する取材等に対しては配慮するよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

9-4 関係例規

9-4-1 開発許可制度に係る違反是正処理要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に定める開発行為等の規制に係る規定に違反した開発行為、建築物の建築行為、特定工作物の建設行為等に係る是正処理について適正かつ円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「違反行為」とは、法第81条第1項各号の一に該当する行為をいい、「違反行為者」とは、当該行為者をいうものとする。

(処理上の原則)

第3条 違反行為に係る是正処理は、時宜を失しないよう迅速かつ正確に処理し、不公正な処分にならないよう十分留意するものとする。

(建築基準法違反に係る是正処理及び関係機関との連携)

第4条 違反行為により建築した建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反したものである場合は、宮城県違反建築物等事務処理要領に基づく処置と連携しながら当該違反行為の是正処理を実施するものとする。

2 違反行為に係る是正処理は、前項の規定によるほか、必要に応じて市町村都市計画担当課、他法令所管課等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら実施するものとする。

(文書取扱上の注意)

第5条 この要領に基づき関係機関等に通知する場合、水道、電気又はガスの供給承諾について水道事業者、電気事業者又はガス事業者に保留要請等を行う場合及び警察署長に告発する場合を除き、違反関係情報及び是正処理に係る書類はすべて部外秘とし、部外に漏れないようその管理に十分留意するものとする。

2 法81条第1項の規定による命令書等の作成に当たっては、誤記、押印漏れ、記入漏れ等により行為が無効となることがないよう留意するものとする。

3 違反行為者に対する送達は、配達証明郵便により行うものとする。

(所管事務)

第6条 宮城県土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）は、宮城県事務委任規則（昭和35年宮城県規則77号）第18条第1項第34号イ若しくはハの許可又は承認を受けた者に係る違反行為の是正処理を所管するものとする。

2 知事は、前項の規定による土木事務所長所管以外の違反行為の是正処理を所管するものとする。

第2章 違反是正指導

(違反行為の発見・調査)

第7条 宮城県土木部長（以下「土木部長」という。）及び土木事務所長は、所管（土木部長の場合は、前条第2項に規定する知事の所管をいう。以下同じ。）に係る違反行為若しくは違反の疑いのある行為（以下「違反行為等」という。）を発見し、又は違反行為等に係る情報を得た場合は、現地調査及び違反行為者又は違反行為に関与したと思われる者（以下「違反行為者等」という。）に対する事情聴取等を行い、遅滞なく違反行為の事実及び内容を把握するとともに、当該事実関係について別記様式第1号の1及び別記様式第1号の5ないし様式第1号の7を添付の上、管轄の土木事務所長又は土木部長に通知するものとする。

2 土木部長は、土木事務所長所管に係る違反行為等を発見し、又は違反行為等に係る情報を得た場合は、当該事実関係について速やかに当該違反行為等を管轄する土木事務所長に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた土木事務所長は、遅滞なく違反行為に係る是正処理を開始するものとする。
- 4 土木事務所長は、知事所管に係る違反行為等を発見し、又は違反行為等に係る情報を得た場合は、現地調査等を実施の上、別記様式第1号の1及び別記様式第1号の5ないし様式第1号の7に判明した事実を記載して速やかに土木部長に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた土木部長は、遅滞なく違反行為に係る是正処理を開始するものとする。
- 6 土木部長及び土木事務所長は、違反行為等に係る情報が通報、投書、苦情等による場合は、別記様式第1号の7により必要事項を記録又は通報者等に記載させるものとする。
- 7 土木部長及び土木事務所長は、現地調査を行う際に土地に立ち入る場合は、法第82条第1項の規定による立入検査による場合を除き、土地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の了解を得た上で行うものとする。

なお、土地の所有者等の了解が得られない場合は、当該土地に立ち入らず、周囲からの調査のみに留めるものとする。

（工事施工中の違反行為に対する措置）

第8条 土木部長又は土木事務所長は、所管に係る違反行為等で工事施工中のものを発見し、又は情報を得た場合は、現地調査の上、必要に応じ違反行為者等に工事施工の停止等を明記した指示書（別記様式第2号）を手交する。ただし、違反行為者等が不在で指示書を手交できないときは、当該指示書を見えやすい場所に貼付するものとする。

（事情聴取）

第9条 土木部長及び土木事務所長は、違反行為者等から事情聴取する場合は、前条の規定による場合を除き、別記様式第4号により違反行為者等に通知することにより行うものとする。

- 2 土木部長及び土木事務所長は、違反行為者等が事情聴取に応じない場合は、当該違反行為者等に対し別記様式第5号により事情聴取について催告するものとする。
- 3 事情聴取に当たっては、後日の紛争を回避するため、原則として事情聴取てん末書（別記様式第6号）に聴取内容を取りまとめの上、被聴取者に読み聞かせ、さらに示して確認を得るものとする。
- 4 前項に定める事情聴取内容の確認に当たっては、事情聴取てん末書に聴取者及び被聴取者双方が記名押印するとともに割印を押すものとする。ただし、被聴取者がこれを拒んだ場合は、強制してはならない。
- 5 事情聴取てん末書は聴取完了後、複写の上1部を被聴取者に渡すものとする。
- 6 許可又は承認を受けた者から違反行為に係る事情を聴取する場合は、本条の規定によらず次条の規定により行うものとする。

（法第80条の規定による報告等）

第10条 土木部長及び土木事務所長は、法第80条第1項の規定により許可又は承認を受けた者（以下「許可者等」という。）から報告及び資料の提出を求める必要がある場合においては、第8条の規定による場合を除き、別記様式第7号により許可者等に通知することにより行うものとする。

- 2 土木部長及び土木事務所長は、許可者等が報告及び資料の提出に応じない場合は、当該許可者等に対し別記様式第8号により報告及び資料の提出について催告するものとする。
- 3 報告に当たっては、後日の紛争を回避するため、原則として報告てん末書（別記様式第9号）に報告内容を取りまとめの上、報告者に読み聞かせ、さらに示して確認を得るものとする。
- 4 前項に定める報告内容の確認に当たっては、報告てん末書に報告者、被報告者双方が記名押印するとともに割印を押すものとする。ただし、報告者がこれを拒んだ場合は、強制してはならない。
- 5 報告てん末書は報告完了後、複写の上1部を報告者に渡すものとする。

（指導方針）

第11条 土木部長及び土木事務所長は、違反行為及び違反行為者が特定され次第、速やかに是正処理に係る指導方針を決定し、別記様式第1号の3に記載するものとする。

（是正処理の管理）

第12条 是正処理の管理については、是正処理管理票（別記様式第1号の2）、是正処理経過票（別記様

式第1号の4)及び違反処理台帳(別記様式第3号)に記載することにより行うものとする。

(是正計画書の提出要求)

第13条 土木部長及び土木事務所長は、第9条に定める事情聴取又は第10条に定める法第80条第1項の規定に基づく報告、資料の提出等の結果、違反行為及び違反行為者が特定された場合、違反行為者に別記様式第10号の1により通知し、別記様式第10号の2による是正計画書を指定した期日までに提出させるものとする。

2 前項の是正計画書の提出期限は、別記様式第10号の1により通知する日の翌日から起算して1か月を越えない範囲で指定するものとする。

3 土木部長及び土木事務所長は、是正計画書に定める違反行為の是正期限(以下「是正期限」という。)を是正計画書の提出期限の翌日から起算して6か月を越えない範囲とするよう違反行為者を指導するものとする。ただし、違反建築物に居住又は営業を開始してから相当期間経過している場合等、客観的にやむを得ないと認められる事情が存する場合は、この限りでない。

4 土木部長及び土木事務所長は、指定した期日までに是正計画書が提出されない場合は、当該違反行為者に対し別記様式第11号により是正計画書の提出について催告するものとする。

(是正催告)

第14条 土木部長及び土木事務所長は、違反行為者が第9条第2項に定める事情聴取の催告若しくは第10条第2項に定める法第80条第1項の規定による報告及び資料提出の催告に応じない場合(違反行為及び違反行為者が特定されている場合に限る。)又は前条第4項の規定による是正計画書の提出催告に応じない場合は、当該違反行為者に対し別記様式第12号(以下「是正勧告書」という。)により是正期限を指定の上、是正について勧告するものとする。

2 前項の是正期限は、是正勧告書の通知日の翌日から起算して6か月を越えない範囲とする。ただし、違反建築物に居住又は営業を開始してから相当期間経過しているなど、客観的にやむを得ないと認められる事情が存する場合は、この限りでない。

3 土木部長及び土木事務所長は、違反行為者等又は許可者等が第9条の規定による事情聴取又は第10条の規定による法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出に応じないため、違反行為又は違反行為者を特定できない場合は、定期的に現地調査を行うことなどにより、違反行為及び違反行為者を特定して第1項の規定による是正勧告を行うものとする。

(是正状況の確認)

第15条 土木部長及び土木事務所長は、違反行為者が第13条第1項の規定により提出した是正計画書又は前条第1項の規定による是正勧告書に定める是正期限が到来した時点で現地調査を行い、是正の状況を確認するものとする。

(是正未完了の場合の措置)

第16条 前条の現地調査の結果、違反行為者が第13条第1項の規定により提出した是正計画書又は第14条第1項の規定による是正勧告書に定める是正期限までに是正を完了していないことが判明した場合は、当該違反行為者に対し別記様式第13号の1又は別記様式第13号の2により是正について催告するとともに是正期限までに是正できなかった理由及び今後の是正計画について事情聴取又は法第80条第1項による報告及び資料の提出(以下「事情聴取等」という。)を求めるものとする。

2 前項に定める事情聴取等に当たっては、違反行為者が許可者等でない場合は第9条第3項から第5項までの規定を、違反行為者が許可者等である場合は第10条第3項から第5項までの規定を準用するものとする。

3 土木部長又は土木事務所長は、第1項の規定による事情聴取等の結果、当該違反行為者に是正の意思があると認められるときは、事情聴取等の日の翌日から起算して6か月以内を限度に是正期限を延長することができるものとする。

4 前項に定める是正期限の延長は、当該違反行為者に別記様式第13号の3により通知することにより行うものとする。

- 5 土木部長及び土木事務所長は、第1項の規定による是正催告を行った場合は、定期的に現地調査を行い是正の状況を確認するものとする。また、第3項の規定による是正期限の延長を行った場合は、当該是正期限が到来した時点において現地調査を行い、是正の状況を確認するものとする。

第3章 立入検査

(立入検査)

- 第17条** 知事及び土木事務所長は、前条第1項に定める事情聴取等に応じない場合若しくは前条第3項に定める是正期限の延長が認められない場合又は前条第5項後段に定め る現地調査の結果、期限までに是正されないことが判明した場合は、必要に応じて法第82条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）を実施し、法第81条第1項の規定による監督処分（以下「監督処分」という。） について検討するものとする。
- 2 立入検査は、知事及び土木事務所長が開発許可事務を担当する職員及び当該担当者を指揮監督する職員の中から指定した者（以下「立入検査員」という。）が行うものとする。
- 3 知事及び土木事務所長は、立入検査を実施しようとするときは、別記様式第14号による立入検査通知書により土地の所有者等に通知する。ただし、緊急かつやむを得ない事情が存する場合は、この限りでない。
- 4 立入検査員は、違反現場に立ち入る場合は、現場の状況に留意して常に危険防止に努めるものとする。
- 5 法82条第2項の規定による身分を示す証明書の様式は、別記様式第15号によるものとする。
- 6 立入検査員は、立入検査を実施した場合は、別記様式第16号による立入検査報告書に検査結果を取りまとめるものとする。

第4章 監督処分

(監督処分)

- 第18条** 知事及び土木事務所長は、次のいずれかに該当する場合に監督処分を行うものとする。
- (1) 行政指導による違反行為の是正が全く見込めないか又は不十分である場合で、監督処分を行わなければ違反行為の是正が完了しないと判断する場合。
- (2) 違反行為の態様が悪質である場合又は第三者に対する被害が甚大である場合等公益上、緊急に監督処分を行う必要がある場合。
- 2 前条第2号に規定する違反行為の悪質性については、違反行為者の都市計画法に係る知識の有無・程度、違反の前歴の有無、違反するに至った事情、通報等の有無・苦情の程度、他法令違反の有無、関係機関等の意見等を総合的に勘案して判断するものとする。
- 3 知事及び土木事務所長は、監督処分しようとする場合は、処分の相手方に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年宮城県規則第113号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する取扱要綱（平成6年10月1日施行）の定めるところに従い、原則として聴聞又は弁明の機会の付与を実施するものとする。
- 4 法第81条第1項の規定による命令（以下「命令」という。） は、別記様式第17号（以下「命令書」という。）により違反行為者に送達することにより行うものとする。
- 5 命令の履行期限は、3か月を越えない範囲で定めるものとする。
- 6 土木部長及び土木事務所長は、監督処分した場合は、速やかにその旨を管轄の土木事務所長又は土木部長、関係機関等に通知するものとする。

(命令履行の確認)

- 第19条** 知事及び土木事務所長は、命令書に定めた履行期限が到来した時点で現地調査を行い、是正の状況を確認するものとする。

(命令不履行の場合の措置)

- 第20条** 知事及び土木事務所長は、前条の現地調査の結果、命令を受けた者が履行期限までに命令を履行

していないことが判明した場合は、別記様式第18号により当該命令を受けた者に対し命令の履行について催告する等必要な措置をとるものとする。

(標識の設置・公告)

第21条 知事及び土木事務所長は、命令をした場合においては、直ちに法第81条第3項の規定による標識（宮城県都市計画法施行細則第28条様式第26号）を違反物件の敷地内等に設置するとともに別記様式第19号の1により宮城県公報により公告するものとする。

2 前項により標識を設置する場合は、別記様式第20号により命令を受けた者に対し、標識の設置について通知するものとする。

3 違反の規模・態様によっては、数個の標識を設置する等、効果的な方法をとるものとする。

4 知事及び土木事務所長は、違反行為の是正が完了した場合は、標識を除去するものとする。

5 知事及び土木事務所長は、違反物件の敷地の所有者等が標識の設置に係る受忍義務に違反したと認められる場合は、違反物件の敷地の所有者等に対する監督処分の実施について検討するものとする。

(水道・電気又はガスの供給承諾保留要請)

第22条 知事は、必要に応じ開発許可制度運用指針（平成13年5月2日付け国土交通省総民発第9号）に基づき市街化調整区域における法第29条第1項若しくは第2項の規定に違反して開発された土地又はその土地にある建築物その他の工作物に係る水道、電気若しくはガス（以下「水道等」という。）の供給申込みの承諾を保留するよう水道事業者、電気事業者又はガス事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して要請することとし、要請する場合は、別記様式第21号に命令書の写し又は告発状の写し及び当該違反行為が行われている場所を示す位置図等を添付して水道事業者等に通知するものとする。

2 保留要請を行う場合は、水道事業者等と事前に協議を行い、必要に応じて、様式第22号により水道事業者等に水道等の供給承諾保留要請を予告するものとする。

3 保留要請を行った場合は、直ちに造成主、建築主又は施工業者等に対し、水道事業者等に水道等の供給承諾保留要請を行った旨、別記様式第23号により通知するとともに法第81条第3項の規定により設置する標識（宮城県都市計画法施行細則第28条様式第26号）にその旨明記し、かつ、別記様式第19号の2により宮城県公報により公告するものとする。

4 保留要請を行った後、違反行為の是正が完了した場合は、別記様式第24号により水道事業者等に通知し、水道等の供給承諾保留要請を取り下げるものとする。

第5章 行政代執行

(行政代執行)

第23条 知事は、命令を受けた者が命令を履行する見込みがない場合又は相当の努力をしても命令の相手方が確知できない場合で必要と認めるときは行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は法第81条第2項の規定により行政代執行（以下「代執行」という。）を実施するものとする。

第6章 告 発

(告発)

第24条 知事は、命令を受けた者が命令を履行する見込みがない場合で刑事処分を求めなければ法秩序を維持することが著しく困難と認められるときは、所轄警察署長に告発するものとする。

2 前項の規定により告発するときは、命令書の写し等関係書類を添付の上、別記様式第25号による告発状を所轄警察署長に提出するものとする。

第7章 違反是正の完結

(違反是正の完結)

第25条 違反行為の是正については、次に掲げるときに完結したものとする。

(1) 違反行為者が任意に違反行為を是正したとき。

- (2) 違反行為者が命令を履行したとき。
- (3) 法の規定に基づく許可若しくは承認又は既存宅地の確認をしたとき。
- (4) 法の規定に基づき許可が不要として整理されたとき。
- (5) 代執行が完了したとき。

2 土木部長及び土木事務所長は、所管する違反行為の是正処理が完了した場合は、別記様式第1号の1、別記様式第1号の5及び別記様式第1号の6に是正完了後の現地写真を添付し、管轄の土木事務所長又は土木部長、関係機関等にその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月18日から施行する。

9－4－2 開発許可制度運営協議会設置要綱

(設 置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発許可制度の円滑な運営を期するため、開発許可制度運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構 成)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、土木部長の職にある者を充てる。

3 委員には、次の各号に掲げる職にある者を充てる。

(1) 土木総務課長

(2) 事業管理課長

(3) 用地課長(4)

道路課長(5) 河川

課長(6) 防災砂防

課長(7) 都市計画

課長(8) 下水道課

長(9) 建築宅地課

長

(10) 地域振興課長

(11) 総合交通対策課長

(12) 土地対策課長

(13) 産業立地推進課長

(14) 環境政策課長

(15) 自然保護課長

(16) 廃棄物対策課長

(17) 農業振興課長

(18) 教育庁施設整備課長

(19) 教育庁文化財保護課長

(付議事項)

第3条 協議会に付議すべき事項は開発許可制度の運営に関し、必要と認められる事項とする。

(委員の任務)

第4条 委員は、総合的な視野から付議事項について協議、調整をする。

2 委員は、付議された事項のうち部局内において調査、検討を要するものについては、付議事項の検討が円滑に行われるよう部局内関係委員等との協議、調整に努める。

(ワーキンググループ)

第5条 会長の命を受け、特に必要と認める事項について調査、検討するため、協議会の下にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、建築宅地課長の主宰のもとに、第2条第3項に定める委員の属する課の担当班長をもって構成する。

(会議の招集)

第6条 協議会については、付議事項の協議、調整を要する委員から構成する会議を会長が招集する。

2 ワーキンググループについては、調査、検討を要する事案に係る委員から構成する会議を主宰者が招集する。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、土木部建築宅地課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 4 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 6 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

9－4－3 開発許可制度運営協議会設置要領

(趣 旨)

第1条 開発許可制度運営協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第8条の規定により、協議会の運営要領を次のとおり定める。

(協議会の運営)

第2条 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 協議会の招集は、会長が協議会開催日の3日前までに、日時場所及び付議事項を委員に通知することにより行う。
- 4 委員が事故のため出席できないときは、委員の指名する代理者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第3条 協議会は、その議事について、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議事の要点を記載する。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループの運営については、第2条に定める協議会の例に準ずる。

- 2 主宰者は、ワーキンググループの会議を開いたときは、速やかに議事録を会長に提出するとともに調査、検討結果を報告する。
- 3 会長は、前項に定める報告を受けた場合、必要と認めるときは、協議会を招集する。
- 4 ワーキンググループの議事録の作成については、前条第2項を準用する。

(雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要領は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

9-4-4 建築基準法施行規則第1条の3第1項ロ(1)の規定による
開発許可関係規定に係る適合証交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項（以下「開発許可関係規定」という。）に係る建築基準法施行規則第1条の3表2（76）～（80）の規定による「法に適合していることを証する書類」（以下「適合証」という。）の交付事務について、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）第60条及び都市計画法施行細則（昭和57年宮城県規則第26号。以下「細則」という。）第29条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(適合証)

第2条 確認申請の工事種別区分による適合証の交付対象は、下表のとおりとする。

工 事 種 別	市 街 化 区 域	市街化調整区域	非線引き都市計画区域		都 市 計 画 区 域 外	
			用途 地域なし	用 途 地 域あり	準都市計画区域	そ の 他 の 区 域
建 築	A ≥ 1,000㎡のもの（既存敷地内のも のを 除く。）	すべて対象	A ≥ 3,000㎡のもの	A ≥ 3,000㎡のもの（既存敷地内 のも のを 除く。）	A ≥ 3,000㎡のもの	A ≥ 1 haのもの
用 途 変 更						
大規模の修繕及び大規模の模様替え	対 象 外					

(A：敷地面積)

2 適合証の種類は、下表の区分に応じ、それぞれに掲げるものとする。（別紙1参照）

		県	県以外の開発許可事務を行っていない特 定行政庁及び指定確認検査機関
許認可が不要で建築・建設ができる場合		適合証印	規則第60条の規定による証明書（以下「60条証明」という。）
許認可を受け れば建築・建 設できる場合	① 開発許可に係るもの	開発許可書（原本と照合した場合はその写し）又は開発登録簿の写し	
	② 建築許可に係るもの	建築許可書（原本と照合した場合はその写し）	

(適合証印の押印事務)

第3条 適合証印（様式第1号）は朱印とし、確認申請書の正本及び確認済証の別紙2に示す箇所に押印するものとする。

- 前項に規定する適合証印の押印は、許認可権限にかかわらず土木事務所長が行うものとする。
- 適合証印を押印するための審査は、原則として確認申請書の添付図書で行うものとするが、必要に応じて判定資料（土地の区画形質の変更を伴う場合は造成計画図等、農業用住宅等の場合は農業従事証明等）を添付させるものとする。
- 土木事務所長は、知事権限に属する許認可事務に係るものについての前項の事務処理にあたっては、「開発許可関係規定適合判定協議・回答書」（様式第2号。以下「協議・回答書」という。）により知事と協議し、第6項の規定に基づき適合している旨の回答を得たものについて押印するものとする。
- 前項の規定にかかわらず、知事権限に属する許認可事務に係る確認申請の計画内容が、次のいずれかに該当することを土木事務所長が確認したものについては、前項前段の協議を行い、前項後段の回答を得たものとみなす。
 - 市街化区域内における敷地面積が1,000平方メートル以上の計画で、次の各号に該当するもの
 - 法第29条第1項第3号から第10号までに掲げる開発行為
 - 法第42条第1項の許可を要さない新築・新設及び用途変更

(2) 市街化調整区域内における次の各号に該当するもの

- ① 法第29条第1項第2号から第10号までに掲げる開発行為
- ② 法第42条第1項の許可を要さない新築・新設、増築、改築及び用途変更
- ③ 法第43条第1項本文の許可を要さない建築・建設及び用途変更並びに同項第1号から第4号に掲げる行為

(3) 非線引き都市計画区域若しくは準都市計画区域内における敷地面積が3,000平方メートル以上の計画で、次の各号に該当するもの

- ① 法第29条第1項第2号に規定される建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 法第29条第1項第3号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる開発行為
- ③ 法第42条第1項の許可を要さない建築・建設及び用途変更

(4) 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における敷地面積が1ヘクタール以上の計画で、次の各号に該当するもの

- ① 法第29条第2項第1号に規定される建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 法第29条第1項第3号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる開発行為
- ③ 法第42条第1項の許可を要さない建築・建設及び用途変更

6 建築宅地課長は、第4項の協議があった場合は、許認可の要否等について審査し、その結果を協議・回答書により土木事務所に回答するものとする。

7 知事権限に属する許認可事務に係るものについて、第4項の規定に基づき土木事務長が押印したものについては、知事が押印したものとする。

8 第4項の協議及び第6項の回答は、ファクシミリで行うことができるものとする。

(60条証明書の交付事務)

第4条 60条証明書の交付事務は、知事権限に属する許認可事務に係るものについては建築宅地課において、事務委任規則（昭和35年宮城県規則第77号）に規定された土木事務所長権限に属する許認可事務に係るものについては土木事務所担当班において、それぞれ行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に施行に関し必要な細目事項は、土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

この確認申請に係る計画内容は、審査の結果、都市計画法 第 条 第 項の規定に適合していることを証明する。 年 月 日 宮 城 県	27mm
70mm	

開発許可関係規定適合判定協議・回答書

年 月 日

所 長	副 所 長	総括次長	班 長	班 員
				(担 当)

別添確認申請に係る計画は、

- ① 適合証の交付対象外である旨回答

② 開発許可関係規定の許認可が不要なので、適合証印で処理

③ 法第 条 項 号の規定による許可が必要なので、許可申請を教示

④ 開発許可関係規定の許認可の要否が不明なので、本庁と協議

⑤ ④の協議の結果、別添写しのとおり回答があったので、上記（①・②・③）で処理

してよろしいか伺います。

開発許可関係規定適合判定協議書

年 月 日

建築宅地課長 殿

別添確認申請（写し）に係る計画は、開発許可関係規定の許認可の要否が不明なので、適合証交付事務取扱要領第3条第4項の規定により協議します。

() 土木事務所長
(公印省略)

開発許可関係規定適合判定回答書

年 月 日

() 土木事務所長 殿

- 年 月 日付で協議のあった別添確認申請に係る計画は、
- ① 適合証の交付対象外である旨回答

② 開発許可関係規定の許認可が不要（理由： ）なので、適合証印で処理

③ 法第 条 項 号の規定による許可が必要なので、許可申請を教示

願います。

建築宅地課長
(公印省略)

適合証の対応区分一覧

対 応 区 分		市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	非線引き都市計画区域	準 都 市 計 画 区 域	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域
A 添付不要の確認申請		大規模の修繕・大規模の模様替えの申請				
[建築基準法施行規則 第1条の3第1項 ^ロ (1)]		A<1,000㎡ の申請		A<3,000㎡ の申請	A<1ha の申請	
		A ≥ 1,000㎡ であるが既存の敷地内における建築、用途変更の申請		A ≥ 3,000㎡ であるが既存の敷地内における建築、用途変更の申請	A ≥ 1 haであるが既存の敷地内における建築、用途変更の申請	
許 添 認 付 可 要 不 の 要 確 計 認 画 申 請	B A及びC以外のすべて ① 県に確認申請されたもの 〃 適合証印で対応 ② 県以外に確認申請するもの 〃 60条証明で対応	適用除外の開発行為				
		*便覧(2-3)参照				
		適用除外の建築行為等				
		*便覧(2-15)(2-16)(4-3)参照				
		開発行為に該当しない行為等				
		ex. A=5,000㎡、盛土高 40cmの建築目的の盛土工事				
		*便覧(2-1-1)参照				
		規制対象外の建築行為等				
		ex. A=2,000㎡の用途変更				
		ex. 法第42条第1項の許可を要さない建築・建設及び用途変更				
		ex. 法第43条第1項本文の許可を要さない建築・建設及び用途変更				
		ex. 敷地内移転工事				
		*便覧(2-15)(2-16)(4-3-2)参照				
許認可要計画	C 許認可証（開発登録簿の写を含む。）で対応	許認可が必要な開発行為・建築行為				
		1 開発行為の許可（法第29条第1項若しくは第2項） 2 開発行為の変更の許可（法第35条の2第1項） 3 建築物の特例の許可（法第41条第2項ただし書） 4 予定建築物等以外の建築物等の許可（法第42条第1項ただし書） 5 建築行為等の許可（法第43条第1項）				

(A：敷地面積)

確認申請書（建築物） （第一面）			
建築基準法第6条第1項の規程による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
建築主事		様	
		年 月 日	
申請者氏名			
設計者氏名			
※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意書	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

この確認申請に係る計画内容は、審査の結果、都市計画法 第 条 第 項の規定に適合していることを証明する。

年 月 日

宮 城 県

建築基準法第6条第1項の規程による 確認済証			
		第〇〇認建 年 月 日 号	
建築主、設置者又は築造主		様	
		建築主事 印	
下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証する。			
記			
1. 申請年月日 年 月 日			
2. 建築場所、設置場所又は築造場所			
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要			
1) 建築物の名称			
2) 主要用途			
3) 工事種別			
4) 延べ面積		申 請 部 分	m ²
		申請以外の部分	m ²
		合 計	m ²
5) 申請棟数		棟	
6) 主たる建築物の構造			
7) 主たる建築物の階数		地階を除く階数（地上階数）	階
		地階の階数	階
(注意) この証は、大切に保存しておいてください。			

この確認申請に係る計画内容は、審査の結果、都市計画法 第 条 第 項の規定に適合していることを証明する。

年 月 日

宮 城 県

9-4-5 防災調整池設置指導要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、開発行為を行うことに伴う防災調整池の設置及び管理に関する基準を定めることにより、河川の洪水による被害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「開発行為」とは、宅地、工場用地、ゴルフ場用地、レジャー用施設用地及び駐車場用地その他の土地の造成で、土地の形質の変更の面積が1ヘクタール以上のものをいう。

2 この要綱において「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為で雨水の流出の増加を伴うものをいう。

3 この要綱において「防災調整池」とは、開発行為を行う区域から流出する雨水を一時的に貯留する施設をいう。

4 この要綱において「貯留型防災調整池」とは、貯留した雨水を放流する防災調整池をいう。

5 この要綱において「浸透型防災調整池」とは、貯留した雨水を地下に浸透させる防災調整池をいう。

6 この要綱において「併用型防災調整池」とは、貯留した雨水を放流し、かつ、地下に浸透させる防災調整池をいう。

7 この要綱において「内水域」とは、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第2条第4号の3に規定する土地分類基本調査図（以下「土地分類図」という。）において低地とされた土地のうち、流水が自然流下により河川に流入しない土地をいう。

8 この要綱において「平地部」とは、土地分類図において低地とされた土地のうち、内水域を除いた土地をいう。

9 この要綱において「丘陵部」とは、土地分類図において低地とされた土地以外の土地をいう。

10 この要綱において「暫定防災調整池」とは、開発行為により増加する雨水の流出の量が放流される河川の河川計画（河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定による工事実施基本計画その他の河川管理者が定める河川に関する計画をいう。以下同じ。）に見込まれている場合において、当該河川の改修工事を行う時期と当該開発行為を行う時期との調整が図れないときに設置すべき防災調整池をいう。

11 この要綱において「恒久防災調整池」とは、開発行為により増加する雨水の流出の量が放流される河川の河川計画に見込まれていない場合において設置すべき防災調整池をいう。

12 この要綱において「流出抑制容量」とは、開発行為により増加する雨水の河川への流出を抑制するために防災調整池に確保すべき容量をいう。

13 この要綱において「堆積土砂量」とは、土砂の堆積に備えて防災調整池に確保すべき容量をいう。

14 この要綱において「調節容量」とは、流出抑制容量に堆積土砂量を加えたものをいう。

15 この要綱において「合理式」とは、次の式をいう。

$$Q = \frac{1}{360} f \times r \times a$$

この式において、Q、f、r及びaは、次の数値を表すものとする。Q：

流出量（立方メートル／秒）

f：流出係数

r：洪水到達時間内の平均降雨強度（ミリメートル／秒）

a：開発行為面積（ヘクタール）

第2章 防災調整池に関する指導の原則

(指導方針)

第3条 防災調整池の設置及び管理に関する指導は、開発計画関連法令の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和が図れるように、かつ、自然環境の適正な保全が図れるように行うものとする。

(設置の位置及び形状)

第4条 防災調整池の設置の位置は、原則として開発行為を行う区域の最下流部とする。

2 防災調整池の形状は、その本来の効用を妨げない範囲内で、多目的に利用できるものとする。

(多目的利用)

第5条 防災調整池は、その本来の効用を妨げない範囲内で、多目的に利用できるものとする。

(貯留型防災調整池設置の原則)

第6条 防災調整池の設置にあたっては貯留型防災調整池を原則とし、浸透型防災調整池及び併用型防災調整池は、当該防災調整池の計画上の効果が将来にわたり保持できる場合に限り、平地部及び丘陵部において設置できるものとする。

第3章 防災調整池の計画の基準

(流出抑制容量)

第7条 平地又は丘陵部に設置される貯留型防災調整池の流出抑制容量は、次の表の上欄に掲げる設置場所及び防災調整池の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位流出抑制容量（開発行為前と開発行為後の開発行為を行う区域の面積1ヘクタール当たりの流出量の差に対応するものとして定めた量）に開発行為を行う区域の面積（防災調整池の上流域に開発行為を行う区域以外の区域がある場合は、知事が別途指示する面積とする。以下同じ。）を乗じて得た量とする。

区 分		単 位 流 出 抑 制 容 量
設置する場所	防 災 調 整 池	
平 地 部	暫定防災調整池	600立方メートル／ヘクタール
	恒久防災調整池	750立方メートル／ヘクタール
丘 陵 部	暫定防災調整池	850立方メートル／ヘクタール
	恒久防災調整池	1,100立方メートル／ヘクタール

- 2 前項の規定にかかわらず、開発行為により増加する雨水の流出の量が放流される河川が改修計画規模1／50未満で改修済又は、改修中のときに係る流出抑制容量については、次の各号により得た量とすることができる。
- ① 改修済河川の場合は、宮城県の1／50降雨強度式を使用し、改修河川比流量により算出して得た量。
- ② 改修計画区間内で未改修の場合は、宮城県の1／50降雨強度式を使用し、改修河川比流量により算出して得た量と、宮城県の1／30降雨強度式を使用し現況河川比流量により算出して得た量のいずれか大きい量。ただし、前項の表の上欄に掲げる設置場所の区分に応じ、暫定防災調整池に係る同表の下欄に掲げる単位流出抑制容量に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量を下回る場合は、その量とする。
- 3 内水域に設置される貯留型防災調整池の流出抑制容量は、下水道計画、かんがい排水事業計画その他の開発計画関連法令の規定による地域の振興又は整備に関する計画における計画雨量規模に対応する開発行為を行う区域の流出量として合理式により算出された量から許容放流量（下流河川の現況流下能力を当該現況流下能力決定地点における流域面積で除して得た量に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量をいう。以下同じ。）を控除して得た量とする。この場合において、当該開発行為に伴う排除湛水量（当該開発行為に伴い開発区域内で湛水することができなくなった水量をいう。以下同じ。）があるときは、当該排除湛水量を加えるものとする。

- 4 浸透型防災調整池及び併用型防災調整池の流出抑制容量は、当該防災調整池に貯留される水量が第1項の規定を準用して算出した流出抑制容量（以下この項において「基準抑制容量」という。）に達するまでの総浸透量を基準抑制容量から減じた容量とする。

（堆積土砂量）

第8条 丘陵部に設置される防災調整池（水深が0.3メートル以下の防災調整池を除く。）の堆積土砂量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる単位堆積土砂量（開発行為を行う区域の面積1ヘクタール当たりの堆積土砂量）に開発行為を行う区域の面積を乗じて得た量とする。

区 分	単 位 堆 積 土 砂 量
開発行為を行う区域が、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定に基づく地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）の場合	310立方メートル／ヘクタール
開発行為を行う区域が、地域森林計画対象民有林及び砂防指定地以外の場合	160立方メートル／ヘクタール

- 2 平地部若しくは内水域に設置される防災調整池又は丘陵部に設置され推進が0.3m以下の防災調整池については、堆積土砂量を確保する必要はないものとする。

（放流量）

第9条 貯留型防災調整池及び併用型防災調整池の放流量は、原則として許容放流量以下とする。

第4章 防災調整池の構造基準

（洪水調節式）

第10条 貯留型防災調整池の洪水調節方式は、自然放流方式（孔あきダム方式）とする。ただし、平地部又は内水域に設置する場合で自然放流方式によっては防災調整池からの放流が十分に行うことができないと判断されるときは、ポンプによる放流を行うことができるものとする。

（構造の原則）

第11条 ダム形式の防災調整池におけるダム（以下「防災調整池ダム」という。）は、原則として、その堤高は15メートル未満で必要最小限のものとしなければならない。

- 2 防災調整池ダムの堤体及び基礎地盤（これと堤体の接合部を含む。以下同じ。）は、当該防災調整池の安定に必要な強度及び水密性を有するものとする。

（基礎地盤の調査）

第12条 防災調整池ダムを設置する場合は、基礎地盤の土質地層構成等の状態を把握するため、ダムサイト付近に3箇所以上のボーリングを行うものとする。ただし、既に調査した資料等により明らかにできる場合は、この限りでない。

（フィルダムの方式）

第13条 防災調整池に用いるフィルダムの形式は、均質型とする。ただし、均質型のフィルダムの材料として適当な材料が得にくい場合その他均質型とすることが不適当な場合は、ゾーン型とすることができるものとする。

（フィルダムの材料）

第14条 フィルダムに用いる土質材料は、あらかじめ、試験を行い、安定性の高い材料であることを確かめるものとする。

（フィルダムの設計）

第 15 条 フィルダムの設計は当該フィルダムの堤高、材料及び基礎地盤の性質を考慮し、すべりを生じないように行うものとする。

2 フィルダムの斜面こう配は、すべりに対する安定計算により決定するものとする。この場合において、次の表に掲げる材質の区分に応じ、同表中欄に掲げる上流側こう配及び同表下欄に掲げる下流側こう配の値以上とするものとする。

材 質	上流側こう配	下流側こう配
れ き (CW・GP)	3.0 割	2.5 割
れ き 質 土 (GM・GC)	3.0 割	2.5 割
砂 質 土 (SM・SC)	3.5 割	3.0 割
砂 質 土 (ML・CL)	3.0 割	2.5 割
粘 土 (MH・CH)	3.5 割	3.0 割
備 考 1 れきは、ゾーン型の透水路のみに使用するものとする。 2 材質区分欄の括弧書は、土質工学会基準として制定された日本統一土質分類法上の記号である。		

(フィルダムののり面等)

第 16 条 フィルダムの上流側ののり面は、波浪及び雨水により浸食されないように石張、ブロック張、芝張、粗朶張その他の処理を施すものとする。

2 フィルダムののり面には、高さ 5 メートルないし 7 メートルごとに幅 3 メートル以上の小段を設置するとともに、排水溝を設置するものとする。

3 フィルダムの天端幅は、4 メートル以上とし、表面は、雨水等により浸食されないように表面保護の処理を施すものとする。

(フィルダムの余盛)

第 17 条 フィルダムには、堤体及び基礎地盤の沈下に備えて、次の表の上欄に掲げる堤体の高さの区分に応じ、同表の下欄に掲げる標準余盛高に相当する余盛を行うものとする。

堤 体 の 高 さ	標 準 余 盛 高
5 メートル未満	40 センチメートル
5 メートル以上 10 メートル未満	50 センチメートル
10 メートル以上 15 メートル未満	60 センチメートル

(フィルダム以外の防災調整池ダム)

第 18 条 フィルダム以外の方式を用いる防災調整池ダムは、フィルダムと同等以上の安全性及び効用を確保するものとする。

(放流施設)

第 19 条 防災調整池の放流施設は、放流量を安全に処理できる構造とするものとし、放流施設の流入部は、土砂、流水その他の流下物が流入しない構造とする。

2 防災調整池には、放流量を人為的に調節できる装置を設置してはならないものとする。

3 放流管は、原則として地山に切り込んだ構造とし、放流管を 2 本以上設置する場合は、10 メートル以上の間隔を開けるものとする。

4 放流管の口径は 1.0 メートル以上とし、流下断面は、管路断面の 4 分の 3 以内とする。

(洪水吐き)

第20条 平地部又は丘陵部に設置されるダム形式の防災調整池には、原則として自由越流方式による洪水吐きを設けるものとする。

2 洪水吐きは、当該防災調整池の直上流において200年に1回起こるものと想定される流量を合理式により算出し、当該算出した量の1.2倍以上の流量（以下「設計洪水流量」という。）を安全に流下させることができる構造とするものとする。

3 洪水吐きは、防災調整池ダムの堤体及び基礎地盤並びに貯水池に支障を及ぼさない構造とするものとする。

4 洪水吐きは、下流への影響を最小限にするよう配慮するものとする。

(減勢工)

第21条 防災調整池には、当該防災調整池ダムの堤体又は下流の放流路を保護するため、適当な減勢工を設置するものとする。

(非越流部天端高)

第22条 防災調整池ダムの非越流部の高さは、次の表の上欄に掲げる防災調整池を設置する場所の区分に応じ、同表の下欄に掲げるところによる。

防災調整池を設置する場所	堤 体 の 非 越 流 部 の 高 さ	
丘 陵 部 及 び 平 地 部	調整池の水深2.0メートルを超える	設計洪水位（設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下するものとした場合における堤体の非越流部の直上流部における最高の水位をいう。以下同じ。）に0.6メートル以上の余裕高を加えた高さ。
	調整池の水深2.0メートル以下0.3メートルを超える	設計洪水位に0.3メートル以上の余裕高を加えた高さ。 （ただし、非越流部の高さ $\geq$ 計画高水位（当該防災調整池において確保すべき調整容量を貯留するために必要な水位をいう。以下同じ。）+0.6メートル以上）
	調整池の水深0.3メートルを以下	設計洪水位に0.3メートル以上の余裕高を加えた高さ。 （ただし、設計洪水位-計画高水位 $<$ 0.3メートル）
内 水 域	計画高推移に0.3メートル以上の余裕高を加えた高さ。	

第5章 防災調整池の管理

(防災調整池の管理)

第23条 防災調整池に設置に当たっては、あらかじめ、管理規則を設けるものとする。

2 防災調整池の管理は、築造中は開発行為者自らが行うものとし、完成後は当該防災調整池の管理規則において管理者として定めた者が行うものとする。

3 前項の管理者には、防災調整池の適正な管理を継続的に行うことができる者を充てるものとする。

第6章 防災調整池設置等の協議

(防災調整池設置等の協議)

第24条 開発行為を行おうとする者は、防災調整池の設置及び管理について知事に協議するものとする。

2 前項の協議は、防災調整池の設置及び管理に関する協議書に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

(1) 防災調整池調書

(2) 開発計画平面図

(3) 調節容量算定調書

(4) 許容放流量算定調書

- (5) 防災調整池概略図
- (6) 防災調整池管理規則(案)
- (7) その他知事が必要と認める書類

- 3 知事は前項の協議を受理したときは、開発行為を行う区域の面積が10ヘクタール以上で、かつ、当該開発行為により増加する一級河川で国土交通大臣が管理する区間であるときは、当該区間を管理する工事事務所長に協議するものとする。
- 4 知事は、第1項の協議について回答するに当たり、必要な限度において、条件を付することができるものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、仙台市の区域における開発行為を行う区域の面積が10ヘクタールを超えない開発行為（当該開発行為が他市町村にまたがる場合を除く。）については、仙台市長に協議するものとする。この場合において、この要綱中「知事」とあるのは、「仙台市長」と読み替えるものとする。

(所管)

第25条 前条第1項の規定に基づく知事への協議の所管は、次の表に定めたとおりとする。ただし、それにより難しい場合は、関係部局の協議により別途定めることができるものとする。

開発行為を行う区域の面積が10ヘクタール未満で、かつ、開発行為の許可又は認可が必要な開発行為に伴う協議	当該開発行為の許可又は認可の担当部局
開発行為を行う区域の面積が10ヘクタール以上で、かつ、開発行為の許可又は認可が必要な開発行為に伴う協議のうち防災調整池の構造に関する部分	
開発行為を行う区域の面積が10ヘクタール以上で、かつ、開発行為の許可又は認可が必要な開発行為に伴う協議のうち防災調整池の調節容量に関する部分	土 木 部 河 川 課
開発行為の許可又は認可が不要な開発行為に伴う協議	

(委任)

第26条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。

(地形区分の特例)

- 2 土地分類図の作成されていない地域については、当分の間、土地分類図の分類及び地形調査作業規定準則（昭和29年総理府令第50条）別表第1の分類等を参考に、それぞれの開発行為ごとに平地部、内水域又は丘陵部に区分し、この要綱を適用するものとする。

附 則

この告示は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成5年8月10日から施行する。

別紙

1 協議書の添付書類

(1) 防災調整池調書

防災調整池調書は開発計画の概要を記載するものであり、様式第3号に基づき作成するものとする。

(2) 開発計画平面図

平面図には次の事項を記載するものとする。

- ① 開発区域及び面積
- ② 開発行為の区域及び面積
- ③ 形質変更の区域及び面積
- ④ 防災調整池の設置位置
- ⑤ 防災調整池の流域及び面積

(3) 調整容量算定調書は、各々の調整池ごとに作成し、次の事項について算定するものとする。

- ① 調節容量の算定
- ② 調整池容量の算定
- ③ 放流量及びオリフィス断面の算定
- ④ 放流管及び洪水吐き断面の算定
- ⑤ 導水水路及び減勢断面の算定

(4) 許容放流量算定調整

許容放流量の算定にあつては、下流河川を水系ごとに調査のうえ河川断面狭窄部となる地点を選定し、流下量を流域面積で除して許容放流量を求めるものとする。

- ① 流域図（国土地理院発行 S：1／25,000を使用し、現況流下能力の選定地点における流域面積を記載する。）
- ② 比流量及び許容流量の算定
- ③ 河川断面図及び写真

(5) 防災調整池概略図

防災調整池の構造を記載するものとする。

(6) 防災調整池管理規則

防災調整池管理規則（案）には、次の事項を定めるものとする。

- ① 防災調整池の管理者について
- ② 巡視及び点検項目について
- ③ 堤体の維持管理について
- ④ 出水時の監視体制について
- ⑤ 異常時の処理及び通報等について
- ⑥ その他必要な事項について

2 用紙の大きさ

(1) 協議書は日本工業規格A4とする。

(2) 添付書類は原則として日本工業規格A3とし、日本工業規格A4とじ込み提出とする。

3 提出部数

協議書を除き2部とする。

4 準用規程

要綱に定めのない事項については、「防災調整池技術基準（案）及び大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」（社団法人日本河川協会発行）によるものとする。